

## 「四国コンテンツ連携推進会議」開催要綱

### 1 目的

現在、我が国においては、ブロードバンド・ネットワーク環境の整備が進み、音楽や映像番組をはじめとする様々なデジタルコンテンツがそのネットワークを通して、高速・超高速で流通する時代を迎えている。

このような中、地域におけるコンテンツ流通の活性化に向けては、ルールづくりや人材育成等が大きな課題となっている。

このため、四国の産、学、官が連携して、地域のニーズやシーズを把握し、効果的なコンテンツ流通を促進するため、課題の改善に取り組み、元気・安心・感動・便利な地域づくりを目指していくことを目的として開催する。

### 2 名称

本会の名称は、「四国コンテンツ連携推進会議」と称する。

### 3 主な活動

本会は、以下の事項について活動を行う。

- (1) 地域におけるコンテンツ流通に関する実態調査
- (2) 地域コンテンツの流通に関するルール(ガイドライン)づくりの検討
- (3) 地域コンテンツの流通に関する人材育成の支援
- (4) 地域コンテンツの利活用方策の検討
- (5) その他、地域コンテンツの流通促進に関する必要な事項

### 4 構成

- (1) 本会は、総務省四国総合通信局長が開催する。
- (2) 総務省四国総合通信局長は、本会の目的に賛同する団体等から具体的な活動をする者を委員として委嘱する。
- (3) 本会には、会長及び副会長をそれぞれ1名置くことができる。
- (4) 本会には、会の運営を統括する運営管理会を設置する。
- (5) 会長は、運営管理会で決定する。
- (6) 副会長は、会長が委員の中から指名する。
- (7) 本会には、地域活動を中心に行う地域部会を4県それぞれに置く。
- (8) 本会には、テーマ(ガイドラインの検討、人材育成等)毎に活動を行う専門部会を置く。
- (9) 地域部会と専門部会には、それぞれ事務局の推薦する部会長を置く。また、必要により、副部会長を置くことができる。
- (10) 運営管理会は、会長、副会長、地域部会及び専門部会の部会長並びに事務局等で構成する。
- (11) 本会の事務局は、総務省四国総合通信局情報通信部情報通信振興課に置く。

### 5 運営

本会の運営は、次のとおりとする。

- (1) 本会の運営は、運営管理会が行うものとし、必要事項は運営管理会が決定する。
- (2) 運営管理会は、本会の運営状況を毎年1回以上、委員に報告するものとする。